

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第159号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年10月2日 07時30分ごろ	
発生場所	福岡県関門港若松区境川口船だまり 境川口船だまり防波堤灯台から真方位259° 320m付近 (概位 北緯33° 54.4′ 東経130° 51.0′)	
事故等調査の経過	平成21年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等</p> <p>A 引船 ^{りゅうざん} 電山丸、274.26トン 121769、矢野海運株式会社</p> <p>B 起重機船 ^{ふたいてん} 不退転、約784トン なし、株式会社近藤海事</p>	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首に凹損及びき裂、両舷プロペラ曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、関門港若松区境川岸壁へ向け、船首約2.6m、船尾約3.6mの喫水で、作業員10人が乗ったB船を後進でえい航中、境川岸壁付近で浅瀬に乗り揚げ、A船船首と惰力で進んできたB船の船首が衝突した。 A船引船列は自力で離礁した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	B船喫水は船首約0.5m、船尾約2.2m、えい索の長さ約30m、乗揚場所の底質はヘドロであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし なし A船は、B船をえい航して関門港若松区境川岸壁へ向けて航行中、右舷プロペラに、浮流していたタイヤを巻き込み、操縦不能となったため、同岸壁付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、関門港若松区境川岸壁付近において、A船がB船をえい航中、右舷プロペラに、浮流していたタイヤを巻き込み、操縦不能となったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	